

事務連絡
平成16年2月20日

各都道府県水道行政担当部（局）

御中

各厚生労働大臣認可水道事業者

厚生労働省健康局水道課

通称タンクレス洗浄便器について

日頃から、水道行政の推進及び水道事業の経営につきましては、種々ご配慮賜り感謝申し上げます。

さて、通称タンクレス洗浄便器に関し、洗浄ノズルが水没した構造であるため、一部の水道事業者等から水道法施行令（以下「施行令」という。）第5条第1項第6号に抵触するのではないか（いわゆるクロスコネクションではないか）との照会がありました。

この件につきましては、当方が社団法人日本水道協会に委託して開催した「給水用具の維持管理指針作成委員会」にて、別紙のとおり、現在認証されている通称タンクレス洗浄便器については、施行令第5条第1項第7号の適用を受けるものであり、施行令第5条第1項第6号に抵触するものではないと整理されたところです。

これを踏まえて、配水管の圧力が常時かからない部分に負圧破壊装置が設けられているタンクレス洗浄便器については、当該負圧破壊装置が十分な負圧破壊性能を有している場合には、施行令第5条第1項第6号に抵触するものではなく、また同第7号にも適合するものと判断することといたしましたので、適切な対応をお願いします。

(別紙) 「給水用具の維持管理指針作成委員会」(社団法人日本水道協会)
における整理

(日本水道協会における取り扱い)

タンクレス洗浄便器は、洗浄バルブ、負圧破壊装置及び便器等を一体とした給水用具(器具ユニット)として取り扱っている。

(「給水装置」及び「直結する給水用具」の定義)

水道法第3条第9項の「給水装置」の定義にある「直結する給水用具」とは「給水管に容易に取外しのできない構造として接続し、有圧のまま給水できる給水栓等の用具」をいい、「有圧のまま給水できる給水栓等」とは、「配水管の圧力を常時受けている用具」をいうものであると整理している。(水道法逐条解説)

(認証されているタンクレス洗浄便器における「直結する給水用具」の範囲)

また、負圧破壊装置については、SHASE-S211(空気調和・衛生工学会規格)大気圧式バキュームブレーカの定義で、給水系統の逆サイフォン作用を防止するために、負圧部分へ自動的に空気を導入する機能を持ち、常時圧力のかからない部分に設けるものと規定している。したがって、一体型のタンクレス洗浄便器でいえば、洗浄バルブが最終止水機構であり、負圧破壊装置の手前が吐水口として取扱うこととなる。

(当該タンクレス洗浄便器の法適合解釈)

このことにより、タンクレス洗浄便器は、施行令第5条第1項第7号で規定する「水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること」の適用を受けることになり、施行令第5条第1項第6号には、抵触しないものである。

※()は、水道課において表題を加えた。